

農地等の賃貸借の解約等の許可は、身近な市町村で！

～道から市町村への権限移譲：全道重点推進権限～

権限移譲により、地元で進める農地行政

農業生産の基盤である農地は、食料の安定的供給を図る上で重要な役割を担っており、優良農地を確保し担い手への利用集積を促進し効率的な土地利用を図ることが必要です。

このため、農地法に基づく賃貸借の解約などの権限に関して、地域の実情を最もよく知っている市町村（農業委員会）が、権限移譲により、自ら適切に事務処理することが期待されています。

* なお、農地の権利移動の許可事務は平成24年4月1日からすべて農業委員会の事務となりました。

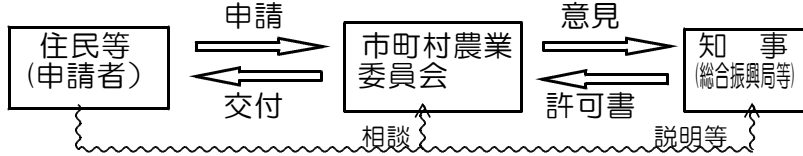
許可事務を市町村で行うことができます

○農地の賃貸借の解約等の許可（農地法第18条）

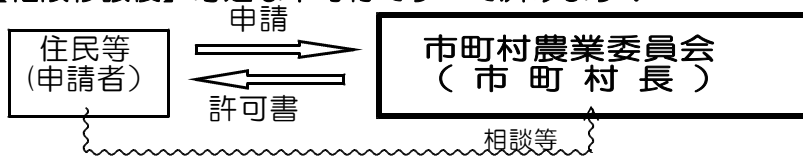


手続きが簡素化されます

【現在】市町村農業委員会を経由して総合振興局・振興局に申請します。



【権限移譲後】身近な市町村ですべて済みます！



注) 農地の賃貸借の解約等の許可は、北海道農業委員会ネットワーク機構への意見聴取が必要です。

ここが変わります！

市町村（農業委員会）は経由機関ではなく、自ら法令等に基づき許可・不許可の処分をします。



《住民のメリット》

◎市町村で手続きがすべて完了

申請者は、総合振興局・振興局まで出向き説明等を行う必要がなくなります。

◎許可までの期間が短縮（10日程度）

早期の農地の有効な活用に加え、農地の売買を予定する農業者等の事務負担の軽減も期待されます。

《行政のメリット》

◎地域に密着した農地行政のさらなる推進

地域における農業の実情を踏まえ、市町村自らが責任をもって判断します。（注）

（注：許可の判断にあっては法令基準等に基づき適正に運用する必要があります。）

地域における農業政策や農業振興の重要性について、市町村全体での認識がより高まります。

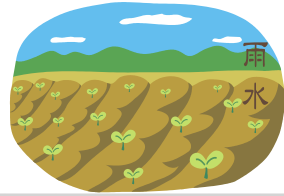
◎行政コストの削減

市町村ですべて判断することで、事務処理の円滑化・効率化が図られます。

道内の市町村への移譲がさらに進めば、道と市町村の二重コストが解消されます。

多くの市町村に移譲されています

- ☆ 農地の権利移動の許可
法律によりすべて市町村に法定移譲となりました。
- ☆ 農地の賃貸借の解約等の許可
171市町村に移譲済み



移 譲 済 み 市 町 村 一 覧					
局 数	市町村名	局 数	市町村名	局 数	市町村名
空知 21	美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	上川 23	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	留萌 8	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
石狩 7	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、札幌市	宗谷 10	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	オホーツク 18	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
後志 20	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	十勝 19	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	釧路 8	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
胆振 11	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町	根室 5	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町		
日高 4	平取町、新冠町、様似町、えりも町				
渡島 10	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町				
檜山 7	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町				

※札幌市は H27.4.1 ~ 法定移譲

(R2.4.1 現在)

道から市町村への財政的な措置

- ☆ 北海道権限移譲事務交付金の交付
前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金を交付します。



【令和2年度交付金予定単価（1件当たり）】
農地の賃貸借の解約等の許可 **7,960円**

道から市町村へのサポート

普段から、お気軽にいつでもご相談ください。

☆ 市町村職員研修の実施

権限移譲を受けた市町村における円滑な事務処理を支援するため、市町村（農業委員会事務局）職員を対象に、法令等に基づく許可基準等の専門知識についての研修会等を開催します。



【参考】その他（他の移譲項目）

- ◎これ以外にも権限移譲を進めています。
 - ・農地法：農地等の転用許可
 - ・農業振興地域の整備に関する法律：農用地区域内における開発行為の許可

【問い合わせ先】

- ◆北海道 農政部 農業経営局 農地調整課 調整係
Tel.011-204-5393 E-mail : nosei.nochol@pref.hokkaido.lg.jp
- ◆各総合振興局・振興局
産業振興部 農務課 主査（農地）